

すばるホール

ご利用案内

SUBARU HALL



- ご案内
- 施設概要
 - 施設紹介
 - ご利用の申し込み～ご利用の前に
 - ご利用にあたって～ご利用終了後
 - 施設、附属設備他利用料金

いろんな発見、広がる可能性
心踊る空間を提供します



フロアガイド

地下1・2階	駐車場
1階	音楽練習室 駐車場・駐輪場
2階	受付カウンター ホール・小ホール・リハーサル室 カルチャールーム・会議室1 和室（せせらぎ） ふれあいひろば
3階	プラネタリウム室・展示室（A）（B） 会議室2（A）（B） 会議室3・研修室（清光の間） 男女共同参画センター「ウイズ」
4階	市役所機能スペース

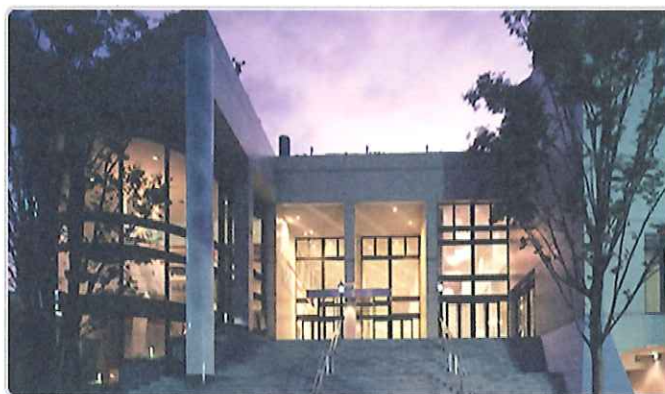


2階ロビー壁面

※市庁舎の建て替えに伴う一部部署の仮移転により、当分の間以下の施設はご利用できません。
1階 レストラン、3階 アルデバラン、4階 銀河の間・秀月の間

施設概要

所在地	富田林市桜ヶ丘町2番8号
敷地面積	13,900㎡
建築面積	5,851㎡
延床面積	18,730㎡
階数	地下2階・地上4階
駐車場	屋内148台（高さ2.0mまで） 内身体障害者専用7台 屋外118台（高さ3.4mまで） 大型バス専用3台
駐輪場	約70台
設備	インターネット回線（有線LAN）



正面玄関前

多彩なイベントを楽しむ・・・

ホール

2 F



804席の客席を持つホールは、二層構造でどの席からも出演者の細かなしぐさ、表情がよみとれ、舞台と客席が一体となることができます。舞台は、間口16m・奥行15m・高さ6～8mの可変プロセニウムアーチに各種吊物や音響反射板など本格的な機構を備え、コンサート、演劇、講演、映画、各種発表会などのあらゆるイベントにご利用いただけます。また、音響設備とコンピューター制御の照明によって、パワフルな舞台芸術を演出します。もちろんスタインウェイの奏でるピアノの音色にも、十分ご満足いただけることでしょう。

客席	804席（うち車椅子席6席）
親子室	2室（定員各4人）
ピアノ	スタインウェイ D-274 / ヤマハ CF-III

演劇や各種講演会、小規模パーティーに・・・

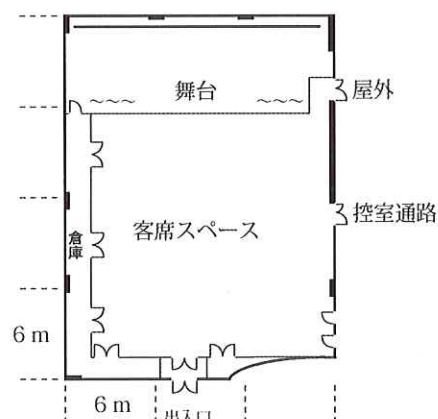
小ホール

2 F



小ホールは、最大250人収容のフラットスペースで音響・照明設備を備えた舞台を設け、演劇やコンサート、各種発表会、会議や講演会など幅広くご利用いただけます。

（舞台天井高 2.5m）



面積	432㎡
舞台規模	高さ 45cm 幅 9m 奥行 5m
ピアノ	ヤマハ C5L

発表会の練習や各種創作活動に最適です

リハーサル室

2 F



壁面に全身鏡やシャワー室付き更衣室を完備したリハーサル室は、バレエ、ジャズダンスなどの練習に最適です。ピアノも常設していますので発表会の開催や合唱の練習としてもご利用いただけます。またホール催しの控室としてもご利用いただけます。

面積	204㎡
定員	100人
床面	フローリング
ピアノ	ヤマハ C3E

発表会の練習や各種創作活動に最適です

音楽練習室

1 F



音楽練習室は、ピアノ、ドラムセット、各種アンプを常設しています。バンドや楽団、コーラスの練習のほか、会議※にもご利用いただけます。

面積	117㎡ (ミサ室他含む)
定員	35人
ピアノ	ヤマハC3E

※折りたたみ机を10台設置しました。

カルチャールーム

2 F



カルチャールームは、電子ピアノを常設していますので合唱の練習、また机とイスを自由に配置して会議にもご利用いただけます。

面積	113㎡
定員	36人

会議や中小規模の講演会、研修に・・・

会議室 1 ・ 会議室 2 ・ 会議室 3

2 F ・ 3 F

定員22人の会議室1、会議室2(A)(B)と定員48人の会議室3があります。なお、会議室2(A)(B)は併せてご利用いただくことにより定員48人の会場としてもご利用いただけます。各部屋にはホワイトボードを設置しており各種会議や講演会にご利用いただけます。



会議室 1 (2階)



会議室 2(A)(B) (3階)



会議室 3 (3階)

会議室 1	面積	53.5㎡	会議室 2	(A)(B)	面積	52.5㎡	定員	22人	会議室 3	面積	113㎡
	定員	22人		全面利用	面積	105㎡	定員	48人		定員	48人

研修室 (清光の間)

3 F



落ち着いた趣のある研修室(清光の間)は、ホワイトボード、演台を設置しており、各種会議や講演会にご利用いただけます。

面積	159㎡
定員	32人

※机を長机に更新し室内のレイアウトを変更しました。

格式ある雰囲気を出します

和室せせらぎ

2 F



6畳2間、8畳1間の3室が、続き間となっており用途に合わせてご利用ください。懇親会や打合せ、お茶会や囲碁、将棋などの娯楽にも気軽にご利用いただけます。

面積	69㎡
定員	25人
床面	6畳2間、8畳1間

見取図



あらゆる創作活動の発表の場として・・・

展示室

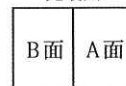
3 F



331㎡のスペースがある展示室は、壁面長が最大210mあり、床面はタイルカーペットで構成されています。パネルの利用により、絵画や写真、書道、工芸作品などの作品発表の場としてご利用いただけます。また、半面に分割して利用することも可能です。会議にもご利用いただけます。

面積	331㎡	定員	100名
2分の1利用可			

見取図



出入口

満天の星空を演出します

プラネタリウム

3 F



ドーム径20m・客席200席（うち車椅子席4席）と全国でも有数の規模を誇るプラネタリウム室です。プラネタリウムや幼児向けプラネタリウムの投映。ドームがスクリーンになる大型映像も投映しています。

※投映時間についてはお問合せください。

季節により投映プログラムは変わります。

観覧料（各回入替制）

	おとな	こども
一般	500円	250円
団体（20人以上）	400円	200円
会員	400円	200円

※会員は、すばるホール友の会会員
こどもは、4才以上中学生以下

客席	200席（うち車椅子席4席）
ドーム	直径20m

ご利用のお申込み

1. お申込み受付時間

開館日の午前9時から午後5時30分まで。
2. お申込み方法

すばるホールへお越しのうえ、所定の申請内容票に記入してください。
また、インターネットでの施設予約（ホール、小ホール、展示室、音楽練習室を除く）もおこなっております。インターネット予約には、事前の登録等が必要になりますので、詳しくはすばるホールまでお問い合わせください。
3. お申込み受付期間

◎ホール・小ホール・展示室・研修室（清光の間）・音楽練習室・和室せせらぎ・会議室・楽屋・小ホール控室
..... 利用しようとする日（引続き2日以上利用する場合はその最初の日）の、前1年に当たる日の属する月の初日から、利用日の前日までの間。
※ホールは前20日、小ホール・展示室は前3日まで

◎プラネタリウム室（コンサート・研修等に使用する場合）
..... 利用しようとする日の前6か月に当たる日の属する月の初日から、利用日の前20日までの間。

◎リハーサル室
..... 利用しようとする日の前6か月に当たる日の属する月の初日から、利用日の前日までの間。ただしホールと併用する場合はホールと同期間。

◎附属設備
..... 利用しようとする施設と同期間。
※初日、前3日、前20日が休館日の場合は、その日の翌日。
※前日が休館日の場合は、その日の前日。
※富田林市及び当事業団が主催する事業等のため、受付開始日前に利用が決定していることがありますので、ご了承ください。
4. 受付・受付順位の抽選

受付開始日の午前9時までにご来館いただいた方が複数の場合、受付順位の抽選を行い、午前9時以降は到着順に抽選者の次から受付を行います。
なお、抽選にはひとつの催し物で複数に参加することはできませんのでご注意ください。
5. 利用期間

引続き利用できる期間は次のとおりです。

 - ①ホール.....7日間
 - ②展示室.....10日間
 - ③その他の施設.....3日間

※その他の施設のうち、ホールと併用するときは、ホールの利用期間と同期間。
6. 休館日等

 - ①毎週月曜日（祝日の場合は開館）
 - ②年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
 - ③設備保守点検等のために臨時に休館する場合があります。

7. 開館時間	午前9時から午後10時まで				
8. 利用時間	利用時間には、準備や後片付けなどに要する時間も含まれますので、時間の配分に十分注意して催し物の企画を立ててください。				
9. 利用料金	<p>①利用時間の区分と利用料金は別紙のとおりです。</p> <p>②利用料金は利用許可書の交付と同時に納めていただきます。</p> <p>※収めていただいた利用料金は、条例、規則に定めている以外にはお返しできませんのでご注意ください。</p>				
10. 利用を許可できない場合	<p>次の場合は、施設の利用許可はできません。</p> <p>①公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>②施設及び附属設備等を汚損し、破損し、又は滅失させるおそれがあると認めるとき。</p> <p>③管理運営上支障があると認めるとき。</p> <p>④その他管理者が不相当と認めるとき。</p>				
11. 利用許可の取り消し等	<p>次の場合は利用許可の取り消し、又は利用の停止、その他必要な措置を講ずることがあります。</p> <p>①条例、規則に違反した時。</p> <p>②利用の許可条件に違反した時。</p> <p>③災害、その他緊急のやむを得ない事由によりすばるホールの利用ができなくなったとき。</p> <p>④管理運営上支障があると認めるとき。</p>				
12. 権利譲渡等の禁止	許可を受けた目的以外にすばるホールを利用し、又はこの権利を譲渡し、若しくは転貸することはできません。				
13. 利用を取りやめるとき	<p>利用料金は、利用者の都合により利用の取り消しをされた場合、お返しできませんのでご注意ください。ただし、次に掲げる利用日前に利用の取り消しを申し出た場合（申請書を提出してください）、施設利用料金の全部又は一部をお返しします（許可書兼領収書をご持参ください）。</p> <p>①利用者の責めによらない理由によって利用することができないとき。 ・・・・・・・・利用料金の全額</p> <p>②利用者が、利用日前7日（ホールは前20日）までに利用の取り消しを申し出たとき。 ・・・・・・・・利用料金の5割</p>				
14. 利用許可に係る事項を変更しようとする場合	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="542 1836 1085 1881">①ホール</td> <td data-bbox="1085 1836 1441 1881">利用日の前20日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="542 1881 1085 1926">②①以外のその他の施設</td> <td data-bbox="1085 1881 1441 1926">利用日の前7日まで</td> </tr> </table> <p>この期日までに変更を申し出てください（申請書を提出してください）。利用料金に過納額があるときは、利用料金の過納額の5割に相当する額をお返しします（許可書兼領収書をご持参ください）。</p>	①ホール	利用日の前20日まで	②①以外のその他の施設	利用日の前7日まで
①ホール	利用日の前20日まで				
②①以外のその他の施設	利用日の前7日まで				

ご利用の前に

1. 打合わせ

ホール及び小ホールをご利用される方は、舞台・音響・照明設備・器具の搬入・特別な設備の設置等、利用する施設等の利用方法、その他必要な事項について事前に係員と打合わせが必要です。

ご利用日の約1～2か月前になりましたら、舞台打合せのご連絡をさせていただきます。打合わせを円滑に進めるため団体内の調整はあらかじめお済ませのうえ、スケジュールや舞台使用に関する資料（3部）をご持参ください。また、3名以内でお越しいただき、30分以内でお打合せが終了すようご協力をお願い致します。

ご利用内容により補助技術員が必要となる場合、その人件費は利用者様に負担していただきます。また、利用のキャンセルや変更をされた場合、キャンセル料が発生しますのでご注意ください。
2. 関係官公署への届け出

関係官公署への届け出や協力が必要な場合は、利用者で手続きをしてください。

①警備防犯 富田林警察署
電話 0721(25)1234

②火気、煙（スモーク）、火薬を使用するクラッカー等の使用許可申請
※事前に、すばるホールの係員と打合せをしてください。
※消防署への許可申請（富田林市火災予防条例23条）が必要となる場合は、審査に1週間程度必要です。許可がないと使用できませんのでご注意ください。
富田林市消防署
電話 0721(25)1122

③音楽著作権関係 （一社）日本音楽著作権協会
<https://www.jasrac.or.jp/index.html>
3. 施設利用に必要な人員

利用される方は必ず会場責任者をおいてください。また、入場者の整理や案内、避難誘導、受付等に必要な人員は、利用される方で手配してください。特にホールを利用される場合は、ホール客席の左右、後方、2階に避難誘導員をおいてください。
4. 準備するもの

接待用のお茶の葉や事務用品は、利用される方でご用意ください。
5. 大道具・展示品などの持込み

大道具・展示品などを搬入される場合は、その種類・数量・搬入期日等打合せのときに連絡し、許可を受けてください。
6. ホールご利用に伴う提出書類
(対象施設：2階ホール)

施設をより安全にご利用いただくため、お申し時に以下の書類をお渡ししています。

【配布書類】すばるホールホームページからもダウンロードできます。

 - ホール等安全利用に伴う総括申請書
 - (A) 避難誘導員配置及び階段室防火戸常時閉鎖
 - (B) 大ホール誘導灯消灯に関する注意事項
 - (C) スモークマシン等使用に関する注意事項
 - (D) 火気等（裸火、危険物持込等）使用について

※ご利用内容により提出が必要な書類が異なります。
※ご利用前の舞台スタッフとの舞台打合せ時に詳細のご説明をいたしますが、それまでに書類をご一読いただき、打合せ当日にご記入の上ご提出をお願いいたします。

ご利用にあたって

1. 利用許可書の携帯
利用される方は、必ず利用許可書を携帯し、必要に応じて利用許可書を提示してください。（施設の利用前後は受付カウンターへご連絡ください）
2. 利用時間の厳守
許可された利用時間には「搬入開始」から「搬出完了」までの時間を含みますので時間内にすべてが終了するよう厳守してください。
3. 湯茶の接待
湯飲み茶碗、急須、ポット等は用意してありますが、お茶の葉等は利用される方でご用意ください。利用後は必ず洗浄してから返却してください。
4. 守っていただくこと
 - ①利用許可のない施設を利用したり、立ち入らないこと。
 - ②利用許可のない施設、器具を利用しないこと。
 - ③許可を受けずに館内に貼紙、釘打ちをしないこと。
 - ④危険物や他人に迷惑となる物品又は動物を持ち込まないこと。
 - ⑤舞台・客席での火気の使用はできませんが、演出上で特に使用する場合は事前にすばるホールの防火管理者の許可を得たうえで消防署に申請してください。
 - ⑥定員を超えて入場させないこと。
 - ⑦入場者の安全を確保すること。
 - ⑧所定の場所以外で飲食をしないこと。
 - ⑨許可を受けずに物品の展示、販売、又は広告類の掲示・配布をしないこと。
 - ⑩施設・器具・附属設備等を破損し、又は汚損するおそれがある行為をしないこと。
 - ⑪騒音を立て、又は放歌等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
 - ⑫入場者の整理、その他館内の秩序を保持するために会場責任者を置き、所在は常に明らかにしておくこと。また入場者の数に応じ避難誘導員をおくこと。（例・ホール利用の場合は1階席に3名、2階席ご利用の場合は2階に1名）
 - ⑬机・イス等設備の配置は、係員と協議して設営すること。
 - ⑭利用が終了したときは、遅滞なく利用した備品等を所定の位置に戻し、係員の点検を受けること。
 - ⑮その他、係員の指示に従うこと。
 - ⑯富田林市の定める条例又は条例施行規則、その他法令を遵守すること。違反したときは、利用許可を取り消します。この場合、利用される方が損害を受けても、富田林市及び施設管理者は一切その責を負いません。
5. 雨天の時
雨天の際にはビニールの傘袋を入場者にお渡しください。
6. ホール利用時のご案内事項
 - ◎大道具の搬入
大道具類の搬入口の開扉は、会館事務室へご連絡ください。搬入口は高さ3.2m・幅4.8mとなっています。
 - ◎観客の整理
観客の整理は、主催者の責任で行ってください。
 - ◎場外整理員の配置時間
開場時間前に入場者が多数来館することが予想される場合は、場外整理員を早めに配置して混乱を防いでください。

◎定員の厳守

消防法上、入場者の定員は厳守してください。

◎客席内での飲食及びすばるホール敷地内の喫煙はできませんので、観客に十分周知させてください。

◎舞台の利用

舞台・照明・音響などの施設・附属設備等の利用、操作については、すべて係員の指示に従って利用してください。

◎楽屋の管理

楽屋の管理は、出演者が責任を持って行ってください。盗難予防のため空き部屋にされる場合は必ず施錠してください。楽屋等での盗難については、当方では責任を負いません。

◎チューニング及び発声練習

付近の皆さんの迷惑になりますので屋外でのチューニング及び発声練習はしないでください。

7. 展示室利用時のご案内事項

◎作品の搬入及び搬出

作品の搬入及び搬出は利用時間内に終了するようにしてください。

◎展示品の管理

利用時間内の展示品の管理は、利用者の責任でお願いします。また利用時間外の事故などについては、富田林市及び施設管理者は一切の責任は負いません。

◎特別な装飾及び設備等を使用するとき

事前に打合せを行い、十分に協議してください。

◎会場設営

展示用パネルの配置は、会館側と協議して設営してください。

ご利用終了後

1. 引渡し

施設・附属設備・備品等は、利用終了後直ちに元の状態に戻して係員の点検を受けてください。万一、汚損、破損又は滅失したときは、弁償していただきます。

2. 撤去

掲示した看板、持込んだ道具類は、利用終了後直ちに撤去してください。

3. ゴミの始末

ご利用に際し発生したゴミはご利用者側でお持ち帰りください。尚、実費にて処分を承っております、詳しくは受付カウンターにてご相談ください。

施設のご利用についての備考

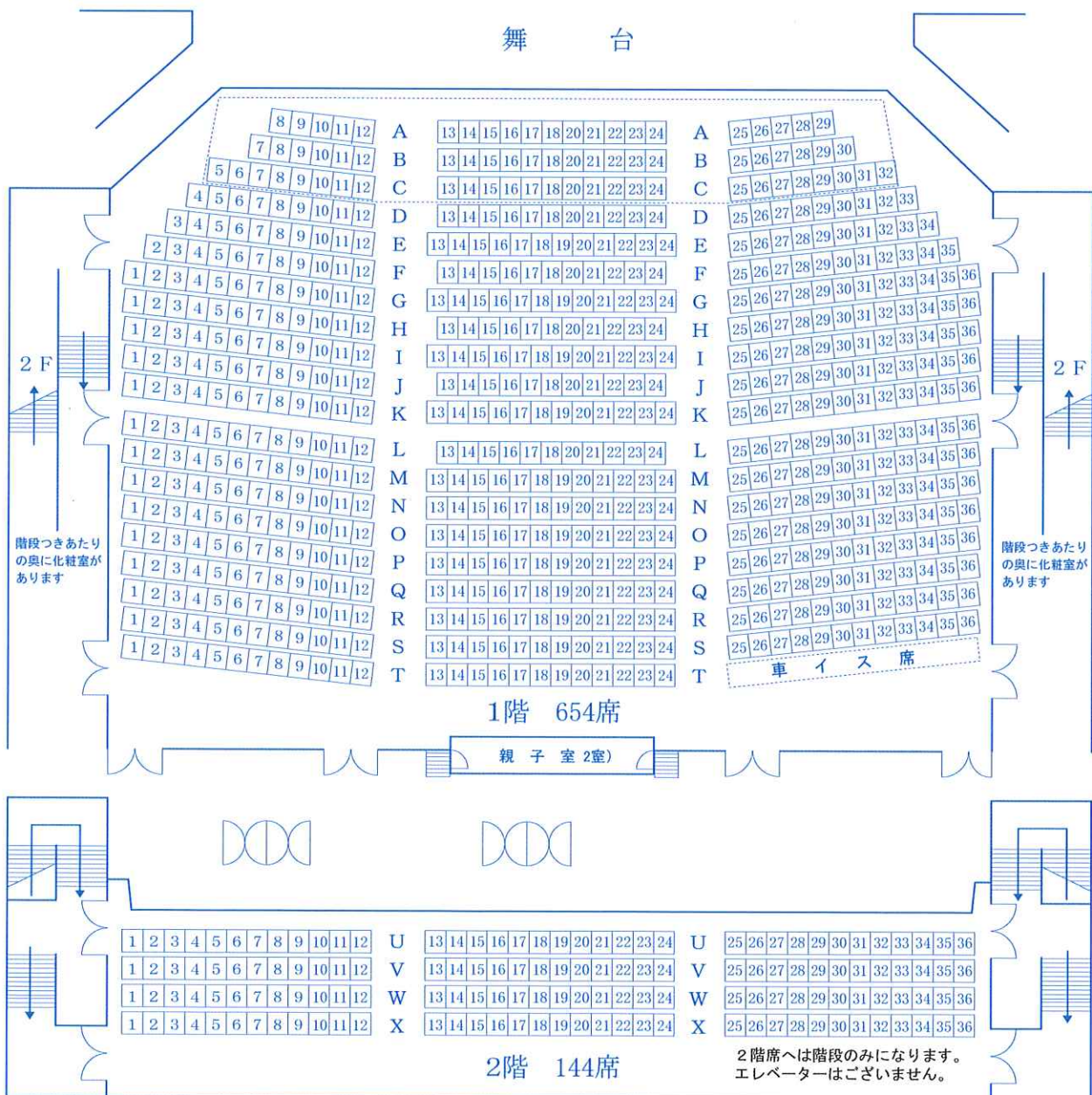
- ①5,000円を超える入場料若しくはこれに類するもの（会費、参加費等類するもの）を徴収する場合、又は営利（個人、法人にかかわらず、ご利用が商宣伝（営業、面接、説明会、宣伝等）に該当すると管理者が判断した場合）を目的として利用する場合は、利用料金の5割を加算します。
- ②練習又は準備のためにホール、小ホールの舞台のみを利用する場合は、基本料金の5割の額とします。ただし、利用時間帯のうち昼間、昼夜間又は全日利用における利用時間内で2時間以上練習又は準備のためにホール、小ホールの舞台のみを利用する場合は、利用時間の1割を減額します。
- ③利用時間の延長又は繰り上げ利用する場合、1時間につき当該利用料金（加算・減額がある場合は計算後の額）の3割を加算します。ただし、音楽練習室を利用するときは除く。
なお、延長又は繰り上げ利用ができない場合もありますので事前にご確認ください。
 - 1) 繰り上げて利用する場合 午前、午後又は夜間の利用時間帯のうち、繰り上げて利用する前の利用開始時間の属する利用時間帯の利用料金
 - 2) 延長して利用する場合 午前、午後又は夜間の利用時間帯のうち、延長して利用する前の利用終了時間の属する利用時間帯の利用料金上記1) 2) の場合において1時間未満の端数があるときは、30分以上60分未満を1時間とします。
- ④プラネタリウム室の貸出しは、投映時間帯以外とします。
- ⑤駐車場の利用料金は1時間につき100円（ただし、最初の2時間は無料）です。
なお、駐車時間に1時間未満の端数がある場合は1時間とします。
- ⑥利用料金の額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- ⑦利用料金は、利用許可書の交付と同時に納めていただきます。なお、収めていただいた利用料金は、条例、規則に定めている以外はお返しできませんのでご注意ください。
- ⑧「平日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除いた日をいいます。
- ⑨施設のご利用に際して、利用内容により、舞台管理の補助員が必要となる場合は、その人件費を負担していただきます。
- ⑩すばるホール敷地は全面禁煙です。
- ⑪安全確認などのため、係員がご利用施設への立入りを行う場合があります。

施設附属設備のご利用について

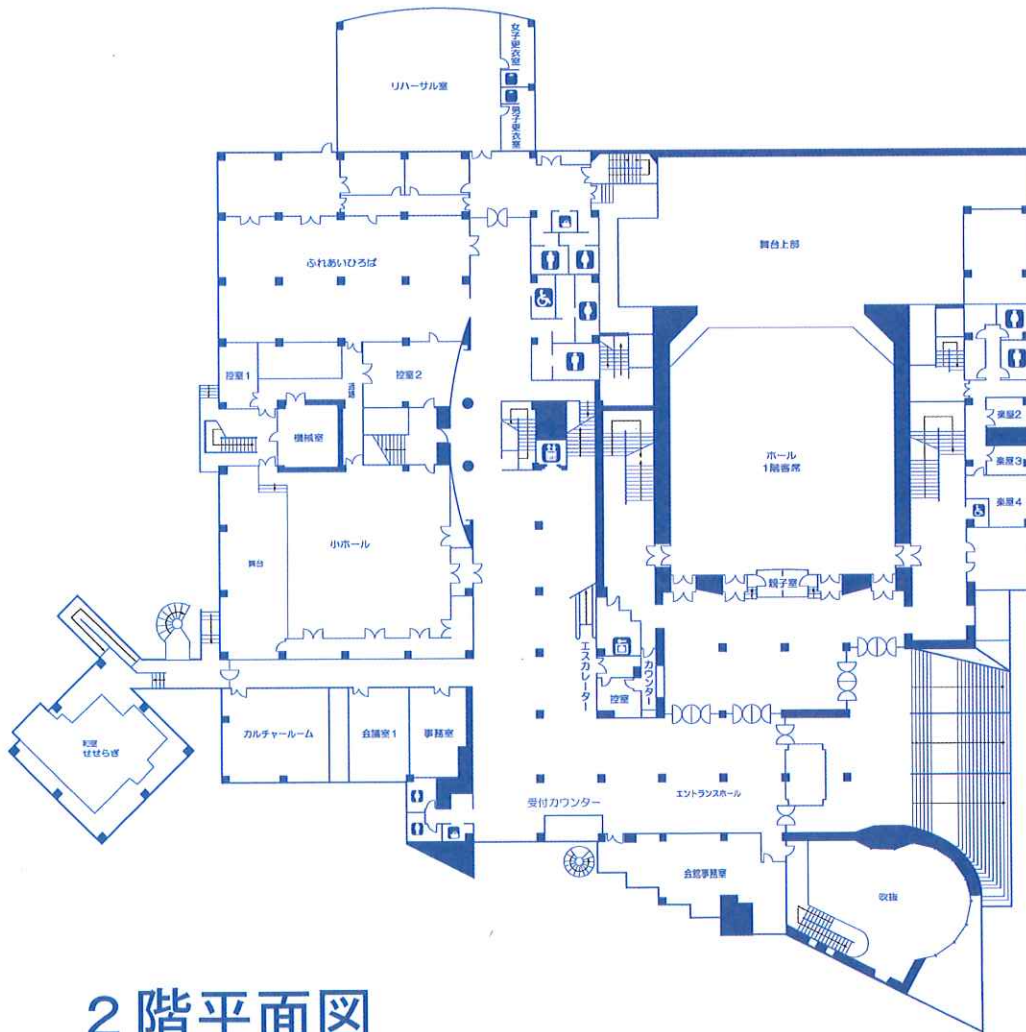
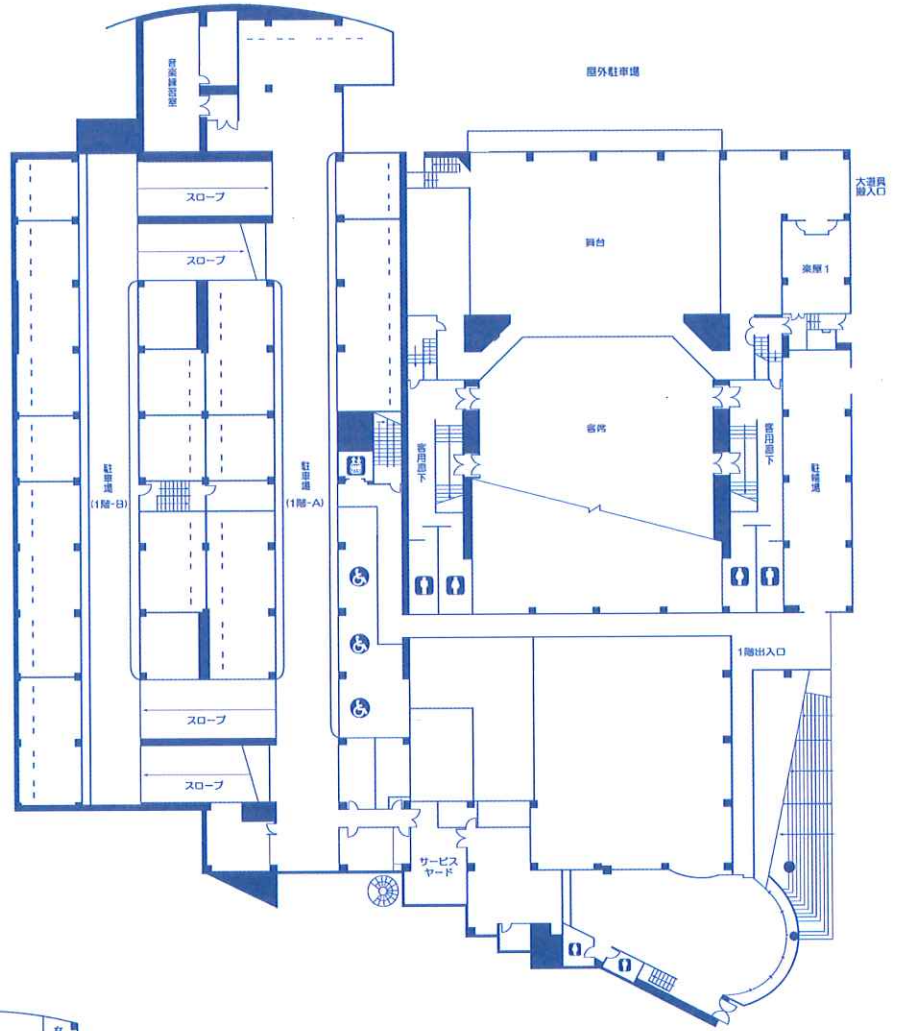
- ①附属設備の利用料金は、午前（9時から12時まで）、午後（13時から17時まで）、又は夜間（18時から22時まで）の各時間帯における利用ごとに1回として算出します。ただし、音楽練習室の附属設備等については1時間当たりの利用料金です。
- ②ピアノの利用料金には、調律料は含まれておりません。
- ③ドライアイスマシンのドライアイス、スモークマシンのスモークジュースは、利用料金には含まれておりません。別途料金が必要です。
- ④持込器具の定格消費電力の合計に1kw未満の端数があるときは、その端数を1kwに切り上げて算定します。
- ⑤定員数を超える椅子、机の貸出は有料です。また、「展示販売会」等でご利用の場合は、定員数にかかわらず椅子、机のご利用は有料（1回ごと）となります。
- ⑥附属設備によっては、数量に限りがありますので、事前にご確認ください。

ホール客席図

●車イス席 8席

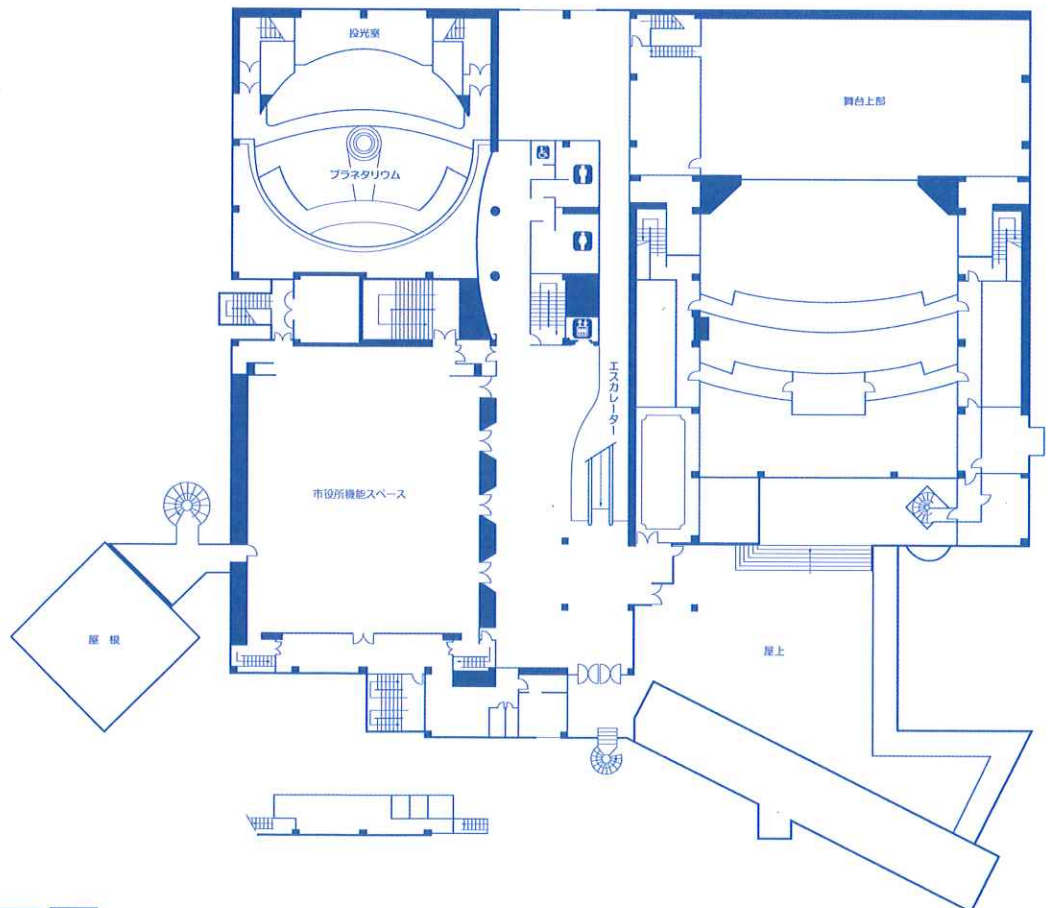
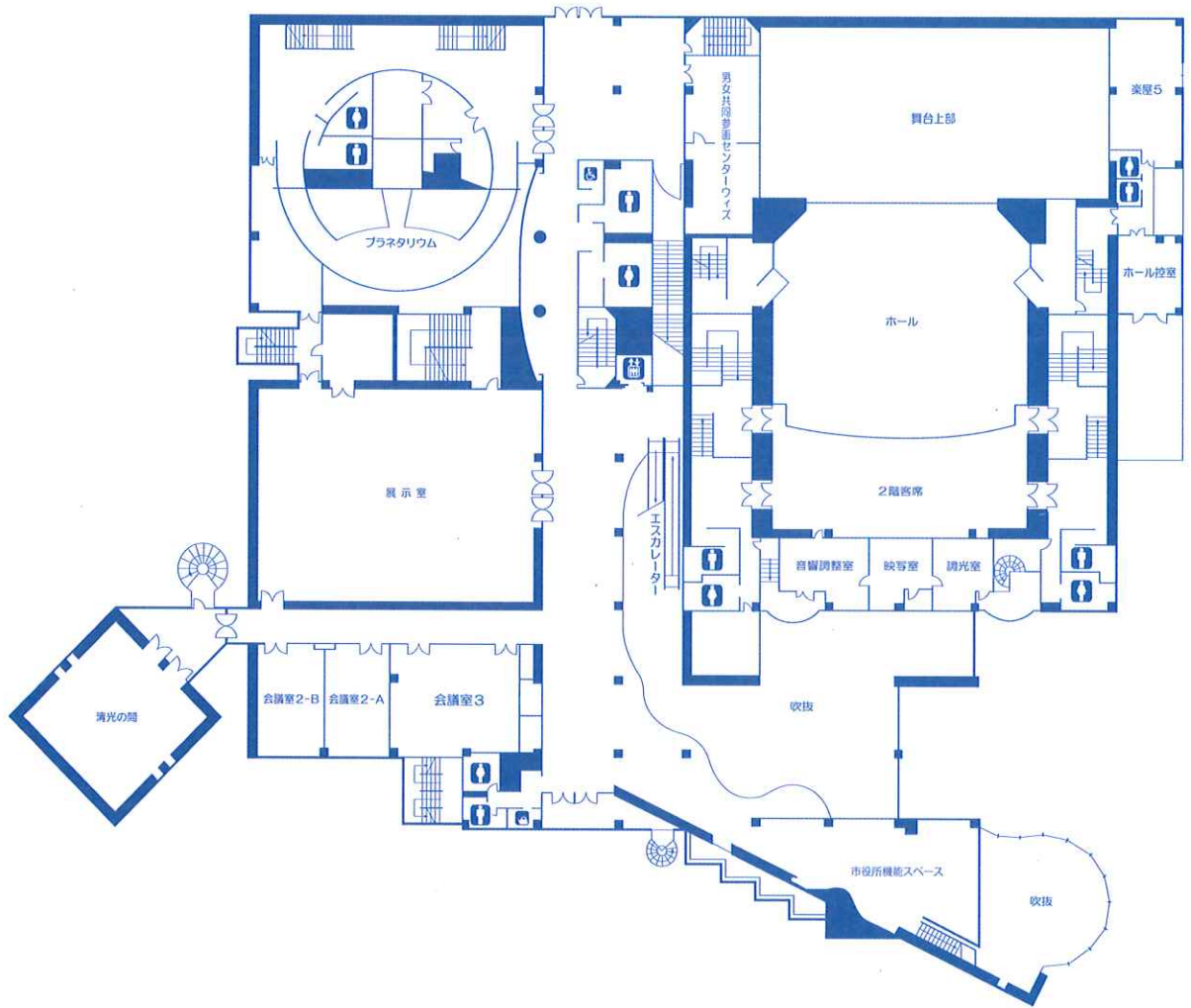


1階平面図



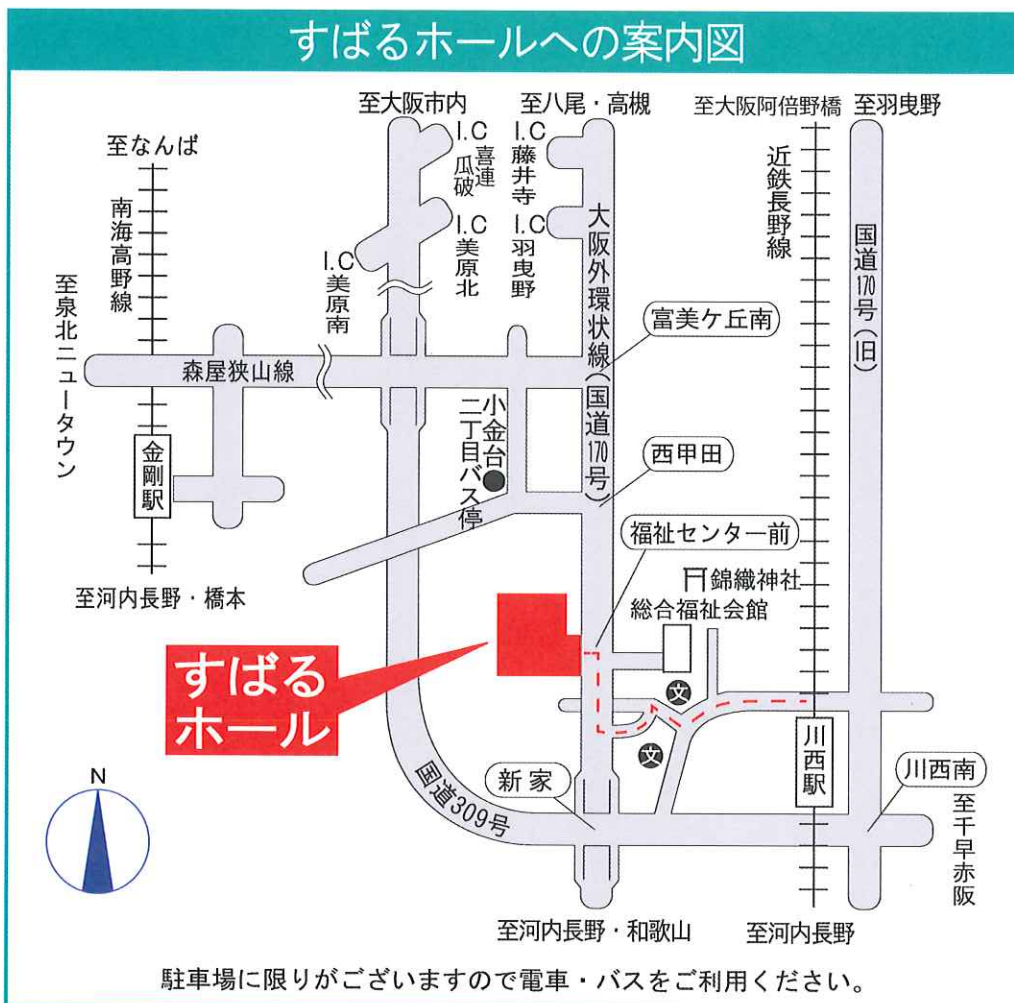
2階平面図

3階平面図



4階平面図

すばるホールへの案内図



駐車場に限りがございますので電車・バスをご利用ください。

- 交通：近鉄長野線「川西駅」から徒歩約8分、南海高野線「金剛駅」下車 南海バス「小金台二丁目」バス停から徒歩約8分
阪神高速 14号松原線の「喜連瓜破」から「三宅」JCT間は 2022年6月から約3年間通行止めです。
(喜連瓜破は、出口・入口とも利用可能です。)

すばるホール

〒584-0084
富田林市桜ヶ丘町2番8号
TEL：0721-25-0222
FAX：0721-25-0550

<http://subaruhall.org/>